

「フォークリフト月次点検教育講習」開催のご案内

フォークリフトの始業前点検（安全衛生規則第 151 条 25）および月次点検（安全衛生規則第 151 条 22）は、事業者として従業員の安全を確保するうえで不可欠です。点検の実施を怠ると、安全性の低下だけでなく、**事業者責任における法的罰則**も発生する可能性があります。また、特定自主点検や年次検査を円滑に行うためには、日常的な点検管理が重要です。本講習では、事業主が従業員教育や点検の仕組み作りに活用できる知識と実践を提供します。安全な作業環境の維持に向け、是非ともご参加ください。

記

1. 日時：令和 7 年 9 月 22 日（月） 9：00～16：10（受付は 8:40 から）
2. 場所：フォークリフト実技会場 赤穂市西浜北町 1074-17
3. 講習内容（時間割は講師の都合などにより変更があります）

時間割	講習科目	内 容
8：50～9：00	オリエンテーション	
9：00～9：30	関係法令の説明	労働安全衛生法やフォークリフト運転に関する法令の概要
9：30～10：00	点検の基本知識	フォークリフトの構造と機能
10：00～10：10	休憩	
10：10～10：40	点検項目の説明	点検項目の説明
10：40～12：10	安全対策の基本	安全装置の確認、点検手順の理解、KYT,法令順守
12：10～13：00	昼食休憩	各自でご用意ください
13：00～15：00	実施訓練	実際のフォークリフトを使用した点検作業の実習
15：00～15：10	休憩	
15：10～15：40	危険予知訓練（KYT）	実際の事例を用いて危険を予測する訓練
15：40～16：10	質疑応答とフィードバック	
16:10～	修了証交付	

4. 受講対象者：フォークリフトの運転に従事している方、またはこれから従事する予定のある方
5. 定員：20 名

受講料：7,975 円（税込） 非会員 10,175 円（税込）

テキスト代：1,705 円（税込）「フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト」陸上貨物運送事業労働災害防止協会一旦納入された受講料は返還いたしません。

※フォークリフト運転従事者安全衛生教育テキストと同じものを使用します。

お持ちの方は Web 申込時、テキスト持参に変更して下さい。

6. 受講申込

- ① Web 受付により申込される場合は、協会ホームページの各種講習ページから可能です。
- ② 電話にて予約される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、申込書を当協会まで郵送してください。（申込書はホームページからダウンロードできます。） TEL.0791-22-8404
- ③ 受講料は下記口座へ振込ください。（振込手数料はご負担ください。）

【振込口座】 兵庫信用金庫相生支店 普通 187839 相生労働基準協会

7. その他

- (1) 受講者は受講票と本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証等）を会場受付に提示して出席印を

受けてください。テントがありますが、屋外で行いますので雨天時は雨合羽をお持ち下さい。

(2) 遅刻、途中退場者には、修了証は発行いたしません。※オリエンテーション終了後は、遅刻とします。

(3) ご提出いただいた個人情報は、当協会が責任をもって管理し、本講習以外の目的に使用しません。

フォークリフト実技会場

住所：兵庫県赤穂市西浜北町 1074-17 ※会場内に駐車してください。

フォークリフト運転技能講習・実技会場と同様

(当日緊急連絡先：090-6608-8404)

